

東京都耐震改修促進計画検討委員会設置要綱

制定 令和7年6月25日
7都市建企第117号

(設置)

第1条 東京都耐震改修促進計画（以下「計画」という。）の改定の検討を行うに当たり、学識経験者等の専門的意見を聴取するため、東京都耐震改修促進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に係る諸施策の検討に関すること。
- (2) 計画改定に係る方針に関すること。
- (3) その他計画改定のために必要と認める事項

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、専門的知識を有する者から、都市整備局長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、委嘱の日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員会に有識者、業界関係者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第5条 委員会、資料及び議事録は、原則として公開する。ただし、委員会において、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に規定する不開示情報を取り扱う場合であつて、委員長が公開を不適当と認めるときは、この限りでない。

- 2 委員会の委員及び前条第2項の規定に基づき委員会に出席した者は、都市整備局長が認める場合を除き、委員会において作成及び取得した資料、委員会における議事内容等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（令和7年6月25日付7都市建企第117号）

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。